

日本DPO協会第55回個人情報保護セミナー  
「ユーロプライバシーについて」

講師：欧州認証・プライバシーセンター（ECCP）

法務カウンセル

弁護士 藤原 成和 先生

2026年6月4日（木） 15:00～16:00

挨拶「認証制度の歴史と意義」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・個人情報保護委員会初代委員長）

# 認証とは (Copilot)

- 結論 (最重要ポイント) 認証 (にんしょう) とは、対象が“本物である”ことを確認し、正当性・真正性を証明する行為です。法律・行政・IT・ビジネスなど、分野ごとに意味が少しずつ異なりますが、核心は「正しい相手・文書・データであるかを確認すること」です。
- 1. 認証の基本的な意味複数の辞典・百科事典は共通して、認証を次のように説明しています：行為や文書が正当な手続で作成されたことを公の機関が証明すること（例：公証人による私署証書の認証、天皇による国事行為の認証）IT分野では、本人確認 (authentication) を指す（例：ID＋パスワード、生体認証、多要素認証）対象の真正性を確認する広い概念（例：メッセージ認証、時刻認証など）

## 2. 分野別の「認証」

### ◆ 法律・行政

- 文書や行為が正当な手続で成立したことを公的機関が証明する行為
- 例：
  - 天皇による国務大臣・大使の任免の認証(憲法7条)
  - 公証人による定款の認証

## ◆ IT・情報セキュリティ

- システム利用者が本人であることを確認する手続き
- 方式の例：
  - パスワード(知識情報)
  - ICカード・スマホ(所持情報)
  - 指紋・顔認証(生体情報)
  - 多要素認証(MFA)

## ◆ 第三者認証(certification)

- ISO認証など、第三者機関が基準適合性を審査し、登録する行為（例:ISO 9001、ISO 14001）

## ◆ 製品・制度の認証

- 型式認証（自動車・通信機器など）
- 宗教法人・NPO法人の認証

# 神奈川県個人情報保護条例(1990(平成2)年 3月30日、神奈川県 条例第6号)

- 神奈川県個人情報保護条例1990年3月 神奈川県個人情報保護条例制定、PDマーク導入
- 1990年 欧州委員会データ保護指令提案(7月27日)
- 1995年 データ保護指令採択(1995年)前から、日本の個人情報保護のレベルが議論されるようになり、通産省では、1995年から「プライバシー問題検討ワーキンググループ」(座長・堀部)で、情報処理技術の進歩、インターネットの爆発的な拡大、EUデータ保護指令等を踏まえ、1989年ガイドライン改正の検討開始
- 1995年 欧州連合データ保護指令採択(10月24日)

# 神奈川県の実見性の再認識

- 1982年 神奈川県情報公開推進懇話会「神奈川県の情報公開制度に関する提言」(7月17日)
- 1982年 「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」公布(10月14日)
- 1982年 カナダ 情報アクセス法、オーストラリア 情報自由法、ニュージーランド 行政情報法、それぞれ制定

# 神奈川県の民間事業者 登録制度・PDマーク(1)

## ○ 登録制度とは

- 事業者は、個人情報の取扱いの概要を県に登録
- 県は、登録内容を登録簿にし、県民が自由に見られるようにする  
→ 県民の自己情報の取扱いに関する不安感を軽減  
(神奈川県HPから。以下同じ)

# 神奈川県の民間事業者 登録制度・PDマーク(2)

## ○ 登録によるメリット

- 個人情報保護に取り組む企業姿勢を県民に提示
- 顧客からの信頼をさらに高めることができ、企業イメージが向上

## ○ 登録内容

- 個人情報を取り扱う業務の「概要」  
(業務の名称、主な目的、取り扱う個人情報の項目、収集、提供、管理の状況等)

# 神奈川県の民間事業者 登録制度・PDマーク(3)

## ○ 登録内容

- 個人情報を取り扱う業務の「概要」  
(業務の名称、主な目的、取り扱う個人情報の項目、収集、提供、管理の状況等)

## ○ 登録簿は

- 県のホームページにおいて、個人情報取扱業務登録簿の検索・閲覧が可能 ※登録簿の検索・閲覧は[こちらへ](#)
- 県庁の県政情報センター、川崎県民センターおよび県内6ヶ所にある地区行政センターの県政情報コーナーに配架

- 登録事業者には
  - 「個人情報取扱業務登録済証」の交付



- 「登録済マーク」(愛称「PDマーク」)を登録済業務の書類等に使用可



\* \* 登録済マーク(PDマーク) \* \*

中央のPはパーソナル(個人)、周囲のDはデータ(情報)を

表し、DがPを囲み個人情報を保護することを表現しています。

# 神奈川県の民間事業者の個人 情報取扱業務の登録状況

・事業者数 8,125; 業務数 14,379

(2007年9月現在)

・登録事業者の例

富士写真フィルム、東京電力、東京瓦斯、神奈川県下水道公社、小田急電鉄、京浜急行電鉄、日本交通公社、東日本電信電話、スリーエフ、ファミリーマート、セブン-イレブン・ジャパン、ローソン及びフランチャイズ店、ホンダベルノ横浜、横浜銀行、日本赤十字社県支部、東海大学、……

# プライバシーマーク制度発足

- 1998年4月1日 プライバシーマーク制度  
発足



# プライバシーマーク制度の趣旨①

- 財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC) は、通商産業省の個人情報保護ガイドライン<sup>注)</sup> に準拠して個人情報の取扱いを適切に行っている民間事業者に対して、“プライバシーマーク”の使用を認めるプライバシーマーク制度を創設し、平成10年4月1日より運用を開始することとした。

注) 平成11年4月より、JIS Q 15001:1999 に基づいている

(JIPDECのHP)

## プライバシーマーク制度の趣旨②

- この制度は、通商産業省の個人情報保護の取組みを受けて、民間事業者が積極的に推進する自主的な規制、努力にインセンティブを与え、我が国の個人情報保護を一層促進させるための手段として、事業者団体と協調して実施するものである。情報主体である個人は、プライバシーマークによって民間事業者の個人情報の取扱いが適切であることを容易に判断することが可能となる。

(JIPDECのHP)